

○四日市市電子契約実施要綱

令和 8 年 7 月 31 日

告示第 4 8 2 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市が行う電子契約に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子契約 契約内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)により締結する契約をいう。
- (2) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律(平成 12 年法律第 102 号)第 2 条第 1 項に規定する電子署名をいう。
- (3) 電子契約書 契約内容を記載した電磁的記録に、電子署名を講じたものをいう。
- (4) 電子契約サービス サービス提供事業者が市及び契約相手方の指示を受けてサービス提供事業者自身の署名鍵による電子署名を行う事業者署名型電子契約サービスをいう。
- (5) サービス提供事業者 本市が使用する電子契約サービスを提供する事業者をいう。
- (6) アカウント 電子契約サービスに接続するための権利をいう。
- (7) パスワード 電子契約サービスに接続するために必要となる符号をいう。
- (8) 契約担当者 職員のうち、契約相手方に電子契約書案を送信する等、電子契約サービスを利用した契約手続きに関する事務を行う者をいう。

(電子契約の利用範囲)

第 3 条 電子契約サービスは、契約担当課が締結する工事の請負、建設工事関連業務委託(建設工事に関連する測量、調査及び設計業務)及び建設関連維持管理業務委託(除草、芝生管理、樹木剪定等)において利用するものとする。ただし、他の法令等により書面で行う旨の定めがある場合その他電子契約によることが適当でないと認められる場合は除くものとする。

(電子契約サービス運用管理者)

第 4 条 電子契約サービスの運用管理のために、電子契約サービス運用管理者(以下

「管理者」という。)を置き、調達契約課長をもってこれに充てる。

2 管理者は、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 電子契約サービスについて、利用可能な状態を維持すること。
- (2) 電子契約サービスの安全性及び信頼性を確保すること。
- (3) 電子契約サービスの効率的な運用かつ適正な管理に努めること。
- (4) その他電子契約サービスの運用及び管理に関すること。

(アカウントの取扱い)

第5条 アカウントは、管理者が設定し、各課、室及び公所（以下「各所属」という。）に付与する。

2 パスワードの管理、設定及び変更は、各所属で行い、パスワードを所属職員以外の者に知られないように厳重に管理しなければならない。

(電子契約サービスの利用)

第6条 市長は、入札公告、指名通知又は随意契約における見積依頼の際に、その契約が電子契約によることができる場合はその旨明記するものとする。

2 電子契約を締結しようとするときは、その都度契約相手方から電子契約意向確認書（別記様式）の提出を求めることにより、電子契約サービスを利用して契約を締結することへの意向の確認を行うものとする。

(契約書の管理)

第7条 電子契約書の原本は、電子契約サービスにより保存及び管理される電子契約書とする。

(変更契約)

第8条 締結した契約に変更の必要が生じた場合は、変更前の契約が書面による契約、電子契約の別にかかわらず、変更契約について電子契約によることができる。この場合において、変更前の契約が電子契約の場合にあっては、当該変更前の電子契約書は、電子契約サービスでの保管を継続する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年8月1日から施行する。

別記様式（第7条関係）

電子契約意向確認書

年 月 日

四日市市長

住所
商号又は名称
代表者名

下記案件に係る契約については、四日市市と電子契約サービスを利用した電子契約の締結を希望します。なお、電子契約の締結に利用するメールアドレスは、次のとおりです。

1 案件名（工事名、業務名等）

--

2 契約内容の確認者及びメールアドレス

下に記載の順番で、電子契約サービスから契約書の内容確認依頼メールが届きます。

【担当者】

氏名	
メールアドレス	

※省略可。最終確認者と同じ場合、記載不要です。

※最終確認者と同じメールアドレスは登録できません。

【最終確認者】

氏名	
メールアドレス	

※契約締結権者又は契約締結権者から契約の締結を委任された者を記載してください。

＜建設工事請負契約の場合＞

建設工事請負契約においては、次の条件に基づき、建設業法（昭和24年法律第100号）第19条第1項及び第2項の規定による書面の交付に代えて電磁的措置を講ずる方法により実施することについて、相互に承諾するものとします。

電磁的措置の種類

コンピュータ・ネットワーク利用の措置

電磁的措置の内容、ファイルへの記録の方式

電子契約サービスを通じて、送信者がPDFファイル形式の書類をアップロードし、契約当事者が同意することにより、電子認証局サービスが提供する電子証明書を利用した電子署名を付加し、電子メール、サーバー上からダウンロード等により記録する方法等

注意事項

※共同企業体の場合は、全構成員が「電子契約意向確認書」を提出してください。